

茨城県報

号外第9号

平成3年1月31日

木 曜 日

告 示

茨城県告示第117号

計量法（昭和26年法律第207号）第143条の規定により、計量器定期検査を行う区域、期日及び場所を次のように定めたので公示する。

平成3年1月31日

茨城県計量検定所長 吉 田 馨

区 域	期 日	場 所
竜ヶ崎市 下妻市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 岩井市 牛久市 つくば市 鹿島郡 東茨城郡 新治郡 西茨城郡 行方郡 那珂郡 久慈郡 多賀郡 稲敷郡 筑波郡 北相馬郡	平成3年3月1日から 平成3年3月31日まで (ただし、土、日、祭 日を除く)	計量法第142 条ただし書に規 定する計量器の 所在の場所

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行 (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)